

令和7年度 袋井市総合防災訓練の実施について

- 1 訓練日時 令和7年8月31日（日） 午前9時00分から正午まで
- 2 実施機関 袋井市、自主（連合）防災隊、袋井消防本部、袋井市消防団、袋井警察署ほか
- 3 スローガン 地震に備え防災の三助を高めよう！
～人命被害ゼロへ 自助・共助・公助それぞれが災害対応力を高める訓練～

4 訓練想定

令和7年8月31日（日）午前9時に南海トラフを震源とする巨大地震が発生。市内全域で震度6強から震度7を観測し、建物の倒壊や地盤の液状化、火災等が広範囲で発生している。

また、海岸地域では、最大10mの津波の到達が予想され、一部地域で浸水被害が発生する可能性がある。

今回の訓練では、被害の規模はレベル2を想定して訓練を実施する。

- 5 実施場所 市内各所（自主防災隊本部）、19支部（市指定避難所）など

6 重点項目

(1) 安否確認訓練の実施

地域が、住民の安全（安）を確認し、確認できない（否）人を拾い出す訓練

自助 家庭内での安否確認方法の確認及び共有

共助 自主防災隊での安否確認及び情報伝達

公助 安否情報の集約

(2) 命を守るための 72 時間以内に必要な訓練の実施

人命救助のタイムリミットである発災後から「72 時間」までに必要な避難行動、安否や被害状況の確認・報告、応急救助、避難所開設などを実施する訓練

自助 自分や家族の安全確保から避難所までの避難方法（危険個所）の確認

共助 自主防災隊の初動対応や一次避難所開設訓練

公助 市の指定避難所の開設訓練

(3) 業務継続計画【BCP】の災害時優先業務態勢の確認

公助 人、物、情報等が制約された中、災害時優先業務の実施態勢を確認、共有化など実効性を高め、受援計画の作成に繋げるための訓練

袋井市の安否確認の基本方針

袋井市では、**発災後3日（72時間）**を過ぎると生存率が著しく低下（人命救助のタイムリミット）することから、**公助（消防、自衛隊など）が届くまでの間に、自主防災隊による迅速な「安否確認」と「被害状況確認」**により、共助による「応急救助」、「応急手当」活動につなげ、人命救助を行うこととする。

このため、市が、**市内に居住するすべての人々（住民票の有無は問いません）の安否確認を、自主防災隊（自治会）の協力を得て行い、その結果を取りまとめ、効果的な支援につなげる。**

安否確認の原則

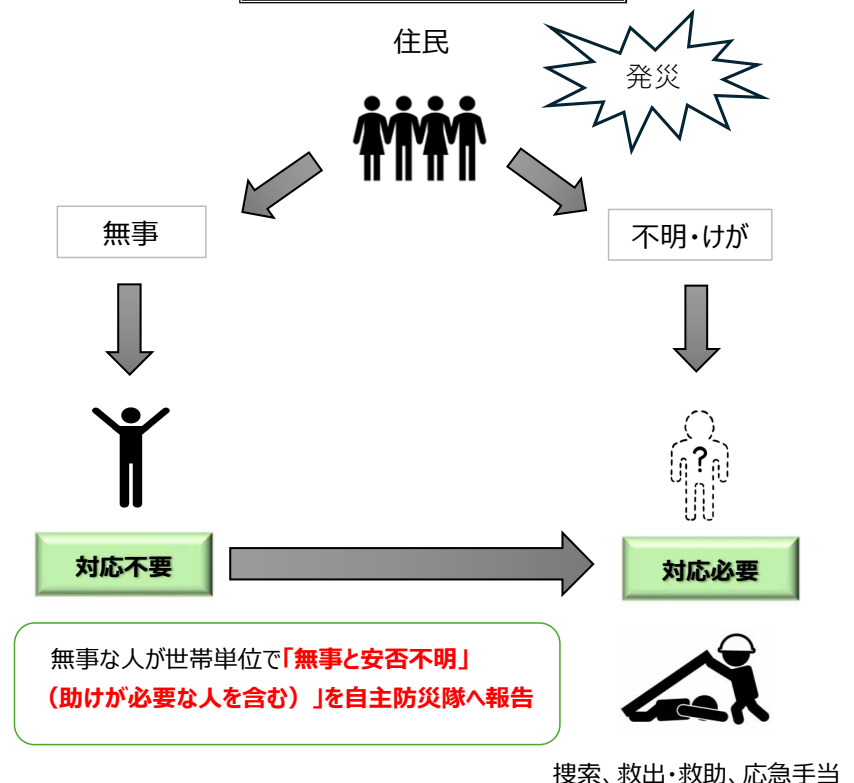
平時

- ・自治会（自主防災隊）は、世帯毎に自主防災台帳を作成し、自治会が管理する。
- ・班長は、発災時速やかに安否確認を行うため、事前に班内の各世帯の情報を可能な範囲で確認し、「班別安否確認シート」の「世帯名」や「世帯人数」などの欄をあらかじめ記載しておく。

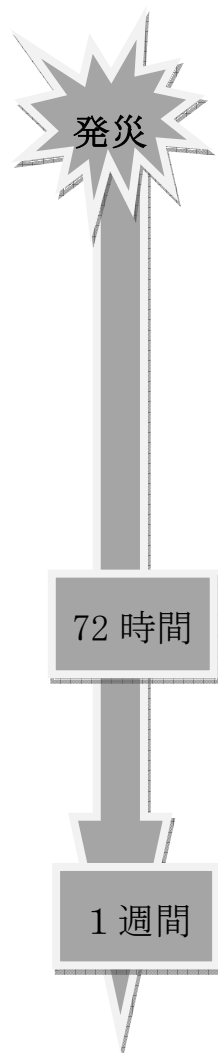
発災時

- ・班長（代表者）が、班で決めた集合場所において各世帯の安否確認を実施する。
※安否確認の方法は、各地域独自の安否確認方法（安否確認カードや、黄色ハンカチまたはフラッグなどの掲揚）を用いて行うことも可能とする。
- ・自主防災隊長は、班長からの安否情報、被害情報を取りまとめ、自主連合防災隊本部へ報告する。
- ・自主連合防災隊長は、管轄する自主防災隊分を取りまとめ、市（支部）へ報告する。

安否確認の実施イメージ



7 訓練項目



自助（各家庭）	共助（地域、自主防災隊）	公助（災害対策支部）	公助（災害対策本部）
➤ 身を守る訓練 ➤ 家庭内の安否確認 ➤ 避難路・危険個所確認	➤ 班単位の安否確認訓練 ➤ 自主防災隊組織立ち上げ訓練	➤ 災害対策本部・支部立ち上げ訓練	
➤ 公会堂への避難訓練 （自宅のまわりの危険個所 や公会堂までの道路の危険 個所の確認）	➤ 自治会内の安否・被害情報の とりまとめ訓練 ➤ 支部への情報伝達訓練	➤ 避難所開設訓練 ➤ 自主（連合）防災隊、 災害対策本部との情報 伝達訓練 ➤ 本部への情報伝達	➤ 初動確認 ➤ 安否情報集約 ➤ 情報対応訓練 （被害状況への対応） ➤ 実働訓練 （応急給水、施設・設 備確認など） ➤ 本部運営訓練 ➤ B C P 確認・検討
	➤ 初期対応訓練 （備蓄品・資機材点検、消火訓練、 応急手当、炊き出し）		
➤ 地域の事情に合わせた訓練（津波避難訓練、山間部の土砂災害防災訓練）			
	➤ 避難所設営・運営訓練 （女性目線、中学生の力を取り入れた避難所設営） ➤ 応急手当訓練 ➤ 応急給水訓練 ➤ 簡易トイレ設置・管理訓練 ➤ 資機材管理訓練 ➤ 地元事業所などとの連携訓練	など	

自主防災隊が、「訓練前」や「訓練時」に、地域住民に周知啓発を行う訓練

➤ **メローねっとの登録**

訓練例

- ・訓練会場で、自主防災隊役員が、自治会員に対し、チラシを使ってメローねっと登録を推進する。
- ・公会堂を会場として、自主防災隊役員が、希望する方に、メローねっとの登録補助を行う。

➤ **家庭内家具等の固定など各種啓発活動**

訓練例

- ・班単位の安否確認場所で、班の各世帯に家具固定が実施しているか聞き取り調査を行い、未実施世帯には、啓発チラシにより家具固定の実施を依頼する。

➤ **家庭内での安否確認方法の確認及び共有**

訓練例

- ・災害用伝言ダイヤル【171】及び伝言板【WEB171】を実際に試してみる訓練を行う。

➤ **非常持ち出し品の点検・確認**

訓練例

- ・班単位の安否確認場所で、参加者が非常持ち出し品を携行しているか調査を行うとともに、啓発チラシにより非常持ち出し品の準備について周知啓発を行う。

➤ **備蓄品の点検・確認**

訓練例

- ・班単位の安否確認場所で、班の各世帯に1週間分の備蓄を実施しているか聞き取り調査を行い、未実施世帯には、啓発チラシにより備蓄の重要性について周知啓発を行う。

➤ **わたしの避難計画の作成（資料4：P8～9「わたしの避難計画」参照）**

訓練例

- ・訓練参加者を対象に、家庭での「わたしの避難計画」（県HP）の作成を呼びかける。

わたしの避難計画



を検索！

8 訓練中止の決定

(1) から (5) のいずれかに該当する場合に判断し、住民への連絡は、訓練当日の午前 7 時 30 分までに「同報無線」及び「メローねっと」によりお知らせします。

- (1) 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合
- (2) 市内に大雨、洪水、暴風警報のいずれかが発表された場合
- (3) 市内で震度 4 以上の地震を観測した場合
- (4) 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合
- (5) その他市災害対策本部の開設が必要となった場合、又は訓練の実施が困難な場合

9 留意事項

当日は熱中症予防のため、次の点に注意して訓練に取り組んでください。

- (1) 屋外での活動時は帽子の着用をするなど直射日光を避けてください。
- (2) 日陰の利用や、こまめな休憩を心がけてください。
- (3) のどの渇きを感じなくても水分補給をしてください。